

岩手県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県議会議長 工 藤 大 輔

岩手県議会規則第1号

岩手県議会傍聴規則の一部を改正する規則

岩手県議会傍聴規則（昭和35年岩手県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(傍聴席に入ることができない者) 第11条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1)・(2) [略] (3) <u>異様な服装をしている者</u> (4) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</u> (5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者</u> (6) <u>その他議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u> (傍聴人の守るべき事項) 第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を<u>表明しない</u>こと。 (2) <u>談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。</u> (3) <u>はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</u> (4) <u>帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気、その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u> (5) [略] (6) <u>みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。</u> (7) <u>その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるよう</u>	(傍聴席に入ることができない者) 第11条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1)・(2) [略] (3) <u>ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (4) <u>第1号及び前号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u> (5) <u>その他会議を妨害することが明らかであると認められる者</u> 2 <u>議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号、第3号及び第4号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u> 3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u> (傍聴人の守るべき事項) 第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1) <u>静粛にすること。</u> (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を<u>表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない</u>こと。 (3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u> (4) [略] (5) <u>その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害す</u>

な行為をしないこと。

るような行為をしないこと。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。